指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名:中部電力株式会社

住所:愛知県名古屋市東区東新町1番地

2.指名停止措置期間 自 令和5年4月28日 2ヶ月

至 令和5年6月27日

3. 事実概要

中部電力株式会社は、中部電力及び関西電力の供給区域において、官公庁等を除く顧客に対して、 互いの供給区域内での営業活動の制限と電気料金の水準の引き上げを行ったとして、公正取引委員会 から、令和5年3月30日(木)に、独禁法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カル テル)による、排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第5号に該当する。

〈指名停止措置要領別表第2第5号〉

11 日 11 三 11 三 X X X X X X X X X X X X X X X	
措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止 法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手 方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる 場合を除く。)。	月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所 総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫 茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名:中部電力ミライズ株式会社

住所:愛知県名古屋市東区東新町1番地

2.指名停止措置期間 自 令和5年4月28日 2ヶ月

至 令和5年6月27日

3. 事実概要

中部電力ミライズ株式会社は、中部電力及び関西電力の供給区域において、官公庁等を除く顧客に対して、互いの供給区域内での営業活動の制限と電気料金の水準の引き上げを行ったとして、公正取引委員会から、令和5年3月30日(木)に、独禁法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)による、排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第5号に該当する。

〈指名停止措置要領別表第2第5号〉

措置要件 期間 (独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止 当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ 法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手 方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる 場合を除く。)。		
5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止 法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手 方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる	措置要件	期間
	5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止 法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手 方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる	

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所 総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫 茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 関西電力株式会社

住所:大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

2.指名停止措置期間 自 令和5年4月28日 1ヶ月

至 令和5年5月27日

3. 事実概要

関西電力株式会社は、中部電力及び関西電力の供給区域において、官公庁等を除く顧客に対して、 互いの供給区域内での営業活動の制限と電気料金の水準の引き上げを行ったとして、公正取引委員会 から、令和5年3月30日(木)に、独禁法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カル テル)による、排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第5号に該当する。

〈指名停止措置要領別表第2第5号〉

措置要件 期間 (独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止 当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ 法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手 方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる 場合を除く。)。		
5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止 法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手 方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる	措置要件	期間
	5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止 法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手 方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる	

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所 総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫 茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564